



東京都

〔環境・介護業界〕人材確保セミナー

介護関連産業 編

①

自社の見せ方・魅せ方 「職場の居心地の前に…」

リッチピクチャーズ(株)ヒゲ教授/小澤明人



〔講師プロフィール〕 小澤明人

企業研修や就職支援スクールの運営に携わること約30年。年150回に及ぶ企業説明会・採用面接・人事研修のノウハウを基に日本初の「就活サポートセンター」を立ち上げ、年間2,000名超もの学生カウンセリングを実施。ナビ全盛の“イメージ就活”に警告を鳴らしながら「自分を知る」「就活のしくみを知る」「業界を知る」「職種を知る」そして「企業を知る」など「知ること」をキーワードに、採用視点で見たリアルな就活指導を行ってきた。現在は全国の高校・大学・自治体・厚労省関連施設で「学生・教職員・求職者・保護者・人事向け」の講演セミナー・就業力育成カリキュラム作成・テキスト執筆などを行う。同時に多くの企業経営者・人事に向けコンサルティングを行い「心を掴む採用」をプロデュースし実践している。

■時代の主力産業！福祉介護 ～求職者の眼を「リアルな土俵」へ～

「仕事選びに迷う人」求人選択の前に共有しよう！



.....

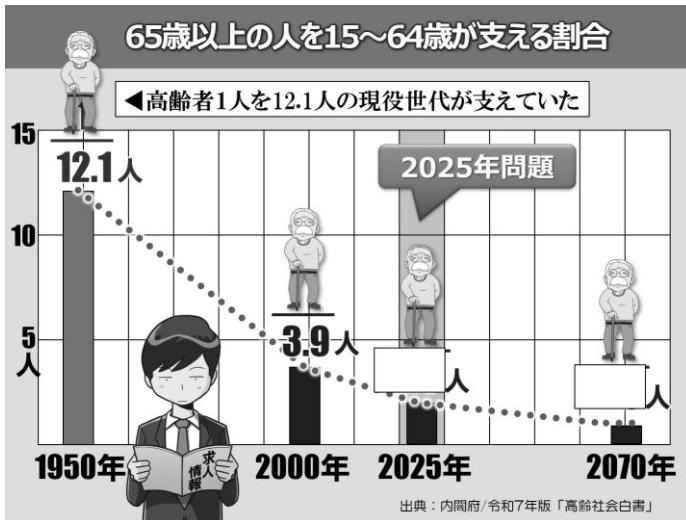
.....

.....

.....

.....

知ることによって初めて生まれる「提供者視点」例えばこんなこと…





■介護事業こそ「働き方の多様性」がある！

利用者も様々、役割も様々、働き方の提案を！

居宅サービス例.....

地域密着型サービス

居宅介護支援

介護保険施設

介護予防サービス

地域密着型介護予防サービス

介護予防支援

是非、様々な事業・多様な職種へ「働き方」の提案型採用を！

訪問介護
訪問入浴介護
訪問看護
訪問リハビリテーション
居宅療養管理指導
通所介護
通所リハビリテーション
短期入所生活介護
短期入所療養介護
特定施設入居者生活介護
福祉用具貸与
特定福祉用具販売

利用者も様々、役割も様々、働き方の提案を！

正社員 フルタイム

自由度の高い働き方から「長期採用」につながる例も…

《介護事業者》 %
スポットワークからリピーター化・
長期採用につながったことがある

出典：2025.3.14 (株)タイミー/プレスリリースより

訪問介護
訪問入浴介護
訪問看護
訪問リハビリテーション
居宅療養管理指導
通所介護
通所リハビリテーション
短期入所生活介護
短期入所療養介護
特定施設入居者生活介護
福祉用具貸与
特定福祉用具販売



東京都

〔環境・介護業界〕人材確保セミナー

介護関連産業 編

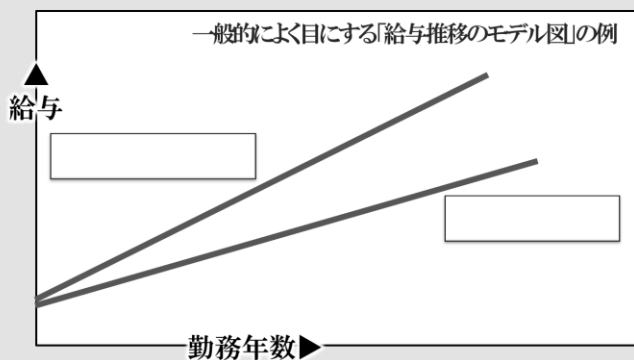
②

気になる給与・待遇 「見えない将来像」

■求職者には見えづらい「待遇・長期的キャリアデザイン」

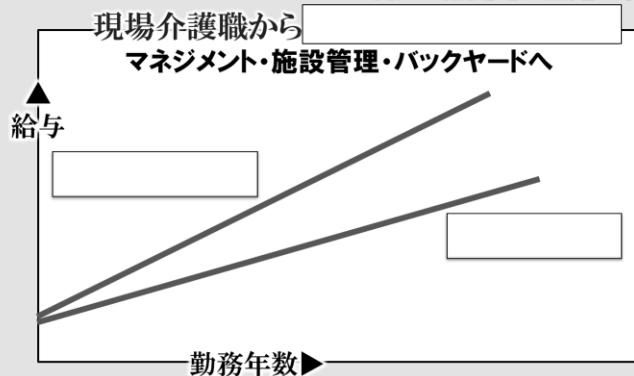
介護現場から叶えるキャリアUP

参考データ：厚生労働省「産業・職業別賃金カーブ」



介護現場から叶えるキャリアUP

参考データ：厚生労働省「産業・職業別賃金カーブ」



福祉介護の主な資格とスキルアップ

資格名	内容	合格率	要点
介護職員 初任者研修	●介護業界への第一歩 ●ホームヘルパー 施設介護職員 ●旧ホームヘルパー2級		■通信&スクーリングでも可 ■研修受講後に筆記 ■最短一ヶ月講座も
介護福祉士 実務者研修	●実践的介護スキル ●「サービス提供責任者」へ ●介護福祉士への受験資格		■ここからの受験も可能 ■実務スクーリングが必須 実務経験に関係なく、サービス提供責任者になれる
介護福祉士 国家資格	●介護業務特化の国家資格 ●「サービス提供責任者」へ ●生活相談員/チームリーダーへ	(公財)社会福祉振興・試験センター 2025年 78.3 %	■下位資格取得から、または高校・専門・大学の専門課程から受験できる
介護支援 専門員 ケアマネージャー 都道府県が実施	●「ケアプラン」の作成 介護サービス全般がケアプランをもとに進められていく、介護保険制度の重要な役割	厚生省 2024年 32.1 %	■要介護認定者は「ケアプラン」が無ければ介護サービスは利用不可 ■5年～10年の要経験

相談・援助（ソーシャルワーク系）の資格

資格名	内容	(公財)社会福祉振興・試験センター	
		合格率	要点
社会福祉士 国家資格	●身体上・精神上の障害や、環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある方々の福祉に関する相談に応じる	2025年 56.3 %	■福祉系の大学・専門から ■一般大学・短大からも通学や実習経験で受験可能
精神保健 福祉士 国家資格	●さまざまな精神障害を抱えた方々の社会復帰・社会参加を支援、また日常生活に支障をきたす問題解決の手助けをする	2025年 70.7 %	■福祉系の大学から ■短大から実務経験を経て ■養成施設に1年以上通学

そして令和7年度～ 職場環境・報酬も大きく進化する

2024年6月- 厚生労働省 介護職員の処遇改善「制度概要」

令和7年度4月から申請開始！大きく変わる新制度

介護職員等 処遇改善 加算

厚生労働省

☒ 入職促進に向けた取組

ケア方針・人材育成方針など施策を明確化

☒ 資質向上・キャリアアップに向けた支援

介護福祉士・技術研修・リーダー研修などの充実

☒ 両立支援・多様な働き方の推進

子育て・介護など休業休暇制度などの促進

☒ 腰痛を含む心身の健康管理

福利厚生・メンタルヘルスなどの体制整備

☒ 生産性向上のための取組

業務改善及び環境改善の促進

重点

☒ やりがい・働きがいの醸成

職場内コミュニケーション円滑化など

「職員の働きやすさ」を向上させる取り組みを行った事業所に対して、介護報酬支給額を上乗せする（加算）制度

- ▶改善委員会の設置
- ▶職場の課題分析
- ▶5S活動
- ▶業務マニュアルの作成
- ▶介護記録ソフト・ICT化
- ▶介護ロボット・インカム
- ▶介護助手の活用